様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）けいひんきゅうこうでんてつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 京浜急行電鉄株式会社  （ふりがな）かわまた　ゆきひろ  （法人の場合）代表者の氏名 川俣　幸宏  住所　〒220-0011  神奈川県 横浜市西区 高島１丁目２番８号  法人番号　7010401009277  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　京急グループ第20次総合経営計画  ②　DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2024年 5月10日  ②　2026年 1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/ir/policy/vision/pdf/20240510\_Management\_Plan.pdf  　第20次総合経営計画サマリー（P.2）  ②　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/ir/pdf/dx202601.pdf  　目指す姿（P.2） | | 記載内容抜粋 | ①　第20次総合経営計画サマリー  「移動」と「まち創造」2つのプラットフォームが織りなす相互価値共創のスパイラルアップにより持続的に発展する沿線を実現する  ②　目指す姿  デジタルの力で、沿線に新しい価値を。  「移動」と「まち創造」プラットフォームが織りなす相互価値共創のスパイラルアップと企業価値創出の基盤となる経営資本強化にデジタルとデータを活用して取り組み、お客さまに「新しい価値」を届け、持続的に発展する沿線を実現します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社取締役会にて承認のうえ公表されています。  ②　当社取締役会にて承認のうえ公表されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　京急グループ第20次総合経営計画  ②　DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2024年 5月10日  ②　2026年 1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/ir/policy/vision/pdf/20240510\_Management\_Plan.pdf  　沿線価値共創戦略（P.18）  ②　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/ir/pdf/dx202601.pdf  　位置づけ（P.3）、全体像（P.4）、具体策（P.5） | | 記載内容抜粋 | ①　沿線価値共創戦略  移動・まち創造それぞれのプラットフォームの具体的な事業方針を設定し、相互価値共創を目指した施策を実行することで「新しい価値」を実現する。  【移動プラットフォーム】  ・デジタル活用による高付加価値提供とさらなる効率化  ・デジタル活用による持続可能な次世代メンテナンスの促進  【まち創造プラットフォーム】  ・デジタルとリアルが融合したまちづくり  ②　位置づけ・全体像・具体策  デジタルとデータを活用して、沿線価値共創戦略の推進と経営資本の強化に貢献する  【狙い】  ・顧客満足度の向上  ・業務の効率化と高度化  【実現の方向性】  ・デジタルとデータを活用するための“基盤”づくり  【具体策】  ・「デジタル基盤の整備」アジリティ＆セキュリティ  　－基幹・業務システムの近代化  　　クラウドファーストとサイバーセキュリティ  　－データ活用基盤の整備  　　グループ・事業を横断し、つなげるデジタル基盤  ・「DX人財の育成」デジタルスキル標準  　－事業部門で活躍する人材  　　ビジネスモデルの変革と業務プロセスの改革を推進  　－技術を支える人材  　　高度なIT技術で“事業部門で活躍する人材”と伴走  ・「新しい価値の実現」沿線価値共創戦略／経営資本強化  　－ビジネスモデルの変革  　　デジタルの力で、顧客満足度の向上に挑戦  　－業務プロセスの改革  　　デジタルの力で、業務効率化と高度化を実践 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社取締役会にて承認のうえ公表されています。  ②　当社取締役会にて承認のうえ公表されています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　DXの取り組みについて  　推進体制（P.6）、DX人財の育成（P.10） | | 記載内容抜粋 | ②　推進体制・DX人財の育成  【推進体制】  ・トップマネジメントが主導し、全社的な共創体制で取り組む  【DX人財の育成】  ・デジタルとデータを活用できる「DX人財」を定義し、役割に応じた研修制度と人材育成  ・「事業部門で活躍する人材」と「技術を支える人材」のシナジーによる推進体制 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　DXの取り組みについて  　基幹・業務システムの近代化（P.8）、データ活用基盤の整備（P.9）、業務プロセスの改革（P.12） | | 記載内容抜粋 | ②　基幹・業務システムの近代化・データ活用基盤の整備・業務プロセスの改革  ・アジリティを高め、VUCA時代に対応  　プライベートクラウド  　デジタルワークスペース  　基幹システムのクラウド化  　先進技術の取り込み  ・高度なセキュリティ対策で、多様な働き方に対応  　クラウド型SD-WAN  ・グループ内外のデータを活用し、顧客理解を深める  　データ活用基盤 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　京急グループ統合報告書2025  ②　DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月10日  ②　2026年 1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/company/csr/pdf/KEIKYU\_Integrated\_Report2025\_webfin.pdf  　サステナビリティ重要課題と非財務KPI（P.22）  ②　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/ir/pdf/dx202601.pdf  　全体像（P.4） | | 記載内容抜粋 | ①　サステナビリティ重要課題と非財務KPI  ・京急プレミアポイント会員数：114万人（2026年度）  ・MaaSサイト会員数：60万人（2026年度）  ・駅構内・電車内の快適性：7.0ｐｔ（2026年度）  ・従業員エンゲージメント：継続的向上（毎年）  ②　全体像  【デジタル基盤の整備】  ・基幹業務のレガシーシステム比率：0％（2030年度）  ・データ活用対象の顧客数：20万人（2026年度）  ・顧客データ活用手法の確立：10件以上（2026年度）  【DX人財の育成】  ・DXベーシック研修の受講者数：全社員（2026年度）  ・DXアドバンス研修の受講者数：230名（2026年度）  ・ITスキルアップ研修の受講率：100％（毎年度） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2026年 1月14日 | | 発信方法 | ①　DXの取り組みについて  　当社ホームページ  　https://www.keikyu.co.jp/ir/pdf/dx202601.pdf  　トップメッセージ（P.1） | | 発信内容 | ①　トップメッセージ  　京急グループは、変化の時代において、「移動」と「まち創造」を軸に沿線の価値を高め続ける企業でありたいと考えています。  　私たちが目指すのは、地域とともに成長する「ローカルプラットフォーマー」です。街の魅力が高まれば、人は訪れ、移動の需要が生まれます。その循環を加速させるため、デジタルとデータの力を最大限に活用していく必要があります。  　第20次総合経営計画で掲げた「沿線価値共創戦略」を実現するため、DXは重要な推進力となります。また、単なる技術導入ではなく、私たちの働き方や事業の在り方そのものを変革するものです。社員一人ひとりが、デジタル人材として成長し、地域に根ざした新しい価値を創出していきます。  　社会は今、少子高齢化や担い手不足といった課題に直面しています。こうした変化に対応し、持続的な発展を遂げるためには、パートナー企業や地域と共に歩む「共創」が不可欠です。京急グループは、「移動」と「まち創造」という２つのプラットフォームによる相乗効果を最大化し、沿線地域の持続的な発展に貢献していきます。  　デジタルの力で、沿線に新しい価値を。京急グループは、これからも挑戦を続けます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 電子情報セキュリティに関する「8つの文書」を整備しており、取締役社長を筆頭にした全社的な電子情報セキュリティ管理体制を構築・運営しています。重大インシデント発生時は、危機対策総本部を設置のうえ、インシデントマネジメントを行う体制としています。また、年に一度、外部の第三者によるリスクアセスメントやWebサイトの脆弱性診断等を実施しており、PDCAサイクルによるセキュリティ確保への取り組みを継続しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。